

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第3区分
【発行日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【公表番号】特表2009-519524(P2009-519524A)
【公表日】平成21年5月14日(2009.5.14)
【年通号数】公開・登録公報2009-019
【出願番号】特願2008-544948(P2008-544948)
【国際特許分類】

G 0 6 F 13/362 (2006.01)

【F I】

G 0 6 F 13/362 5 1 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月21日(2009.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

主マスタ周辺装置(100、22)および二次マスタ周辺装置(110乃至112、201乃至205、32、321、322、311、312)への接続のためのデータバス(10)へのアクセスの方法であって、

前記バスは、前記周辺装置へのおよび/または前記周辺装置からのデータ伝送に好適で、M A C層レベルのフレームを搬送し、

前記主マスタ周辺装置は、最高のバスアクセス優先度を持ち、無線媒体へのアクセス手段を備え、

前記方法は、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求(71)するとき、前記主マスタ周辺装置にバスアクセスを承認するステップ(72)と、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求しないとき、前記二次マスタ周辺装置の1つをバスアクセスに選択するステップ(75)と

を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記選択するステップは、

前記二次マスタ周辺装置の各々に循環トークンを割当て(740、741)ステップと、

前記二次マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求する(75)とき、前記トークンを持つ前記二次マスタ周辺装置にバスアクセスを承認するステップ(76)と

を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記選択するステップは、前記トークンを持つ前記二次周辺装置が前記バスへのアクセスを要求しないとき(75)、前記バスへのアクセスについて、前記二次マスタ周辺装置間を調停するステップ(77)を含むことを特徴とする請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記調停するステップは、前記バスへのアクセスを要求する二次周辺装置を無作為に選択するステップを含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記調停するステップは、最後に前記バスにアクセスした、前記バスへのアクセスを要求する前記二次周辺装置を選択するステップを含むことを特徴とする請求項 3 に記載の方法。

【請求項 6】

前記調停するステップは、最も長期にわたって前記バスにアクセスしていない、バスアクセスを要求する前記二次周辺装置を選択するステップを含むことを特徴とする請求項 3 に記載の方法。

【請求項 7】

前記調停するステップは、最も長期にわたって前記バスへのアクセスを要求している前記二次周辺装置を選択するステップを含むことを特徴とする請求項 3 に記載の方法。

【請求項 8】

ライトアクセスタイプまたはリードアクセスタイプを選択するステップをさらに含むことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 9】

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのリードアクセスを要求するとき、前記主マスタ周辺装置にバスリードアクセスを承認するステップと、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのリードアクセスを要求しないとき、前記二次マスタ周辺装置の 1 つをバスリードアクセスに選択するステップと、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのライトアクセスを要求するとき、前記主マスタ周辺装置にバスライトアクセスを承認するステップと、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのライトアクセスを要求しないとき、前記二次マスタ周辺装置の 1 つをバスライトアクセスに選択するステップと

をさらに含むことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 10】

前記バスは、少なくとも 1 つのスレーブ周辺装置 (1 2 0 乃至 1 2 3、3 0) を備え、前記方法は、前記スレーブ周辺装置の 1 つへまたは前記スレーブ周辺装置の 1 つからデータを伝送することを承認された周辺装置への、前記バスへのリードアクセスおよび / またはライトアクセスを含むことを特徴とする請求項 1 乃至 9 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 11】

主マスタ周辺装置 (1 0 0、2 2) および二次マスタ周辺装置への接続のためのデータバス (1 0) へのアクセス装置 (1 3、1 4) であって、

前記バスは、前記周辺装置へのおよび / または前記周辺装置からのデータ伝送に好適で、M A C 層レベルでフレームを搬送し、

前記主マスタ周辺装置は、最高のバスアクセス優先度を持ち、無線媒体へのアクセス手段を備え、

前記アクセス装置は、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求するとき、前記主マスタ周辺装置にバスアクセスを承認する手段と、

前記主マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求しないとき、前記二次マスタ周辺装置 (1 1 0 乃至 1 1 2、2 0 1 乃至 2 0 5、3 2、3 2 1、3 2 2、3 1 1、3 1 2) の 1 つをバスアクセスに選択する手段と

を備えることを特徴とする装置。

【請求項 12】

データバスと、

前記バスに接続され、無線媒体へのアクセス手段を備えた、最高の優先度を持つ 1 つの主マスタ周辺装置と、

前記周辺装置へのおよび / または前記周辺装置からのデータ伝送に適している前記バスに接続された、同じ優先度を持つ 1 つ又は複数の二次マスタ周辺装置と、

前記主マスタ周辺装置および前記二次マスタ周辺装置への接続のための前記バスへのア

クセス装置であって、前記主マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求するとき前記主マスタ周辺装置のバスアクセスを承認する手段と、前記主マスタ周辺装置が前記バスへのアクセスを要求しないとき前記二次マスタ周辺装置の1つをバスアクセスに選択する手段と、を含み、前記バスは前記周辺装置へのおよび/または前記周辺装置からのデータ伝送に適しておりM A C層レベルでフレームを搬送する、アクセス装置と

を備えることを特徴とするシステム。

【請求項13】

前記バスに接続された、前記バスへのアクセスを要求することができないスレーブ周辺装置を少なくとも1つ備えることを特徴とする請求項12に記載のシステム。

【請求項14】

前記周辺装置はメモリであることを特徴とする請求項13に記載のシステム。

【請求項15】

前記主マスタ周辺装置はマイクロプロセッサを備えることを特徴とする請求項12乃至14のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項16】

前記バスおよび少なくとも1つの前記二次マスタ周辺装置を備えるコンポーネントを含むことを特徴とする請求項12乃至15のいずれか1項に記載のシステム。

【請求項17】

前記コンポーネントは前記主マスタ周辺装置を備えることを特徴とする請求項16に記載のシステム。